



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 会社法制の見直しに関する要綱案

はじめに

平成 24 年 9 月 7 日の法制審議会において、「会社法制の見直しに関する要綱案（以下、要綱案という。）」が取りまとめられました。今後、この要綱案に沿って、会社法が改正される可能性があります。そこで、以下では、この要綱案で現行の会社法と異なる主要な点を説明します。

1. 現行の会社法と異なる主要な点

現行の会社法と異なる主要な点は以下のとおりです。

- (1) 企業統治
 - ① 監査・監督委員会設置会社制度の創設
 - ② 社外取締役・社外監査役の要件の厳格化
- (2) 親会社による子会社株式の譲渡
- (3) 株主の保護
 - ① 親会社株主の保護
 - ② 組織再編における株主の保護
- (4) 金融商品取引法関係

2. 監査・監督委員会設置会社制度の創設

要綱案では、監査・監督委員会設置会社制度を新設することになっています。この制度の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 定款の定めによって任意に設置できる。
- (2) 取締役である 3 名以上の委員（監査・監督委員）で組織する。その過半数は社外取締役とする。
- (3) 監査役は置いてはいけない。
- (4) 業務執行は、監査・監督委員会以外の取締役が行う。
- (5) 監査・監督委員である取締役は、代表取締役にはなれない。
- (6) 監査の範囲は、適法性監査のみならず、妥当性監査も含む。

この制度では、社外の人材を監査役と取締役で 2 重に確保することなく、社外取締役を導入できます。

3. 親会社による子会社株式の譲渡

現行の会社法では、子会社株式の譲渡の際には、株主総会の決議は必ずしも必要ではありませんが、一定の事業譲渡では必要です。実態としては、同じであるにも関わらず、手続が異なっています。そこで、要綱案では、一定の子会社株式の譲渡については、株主総会の決議が必要と

しています。

4. 社外取締役・社外監査役の要件の厳格化

要綱案では、社外取締役・社外監査役の要件が主に以下のように厳格化されています。

- (1) 社外取締役の要件の厳格化
株式会社の親会社等又はその取締役・使用人等、兄弟会社の関係者及び近親者ではないことが追加。
- (2) 社外監査役の要件の厳格化
株式会社の親会社等又はその取締役・監査役・使用人等、兄弟会社の関係者及び近親者でないことが追加。

5. 親会社株主の保護

現行の会社法では、子会社で不祥事があっても、親会社の株主が子会社の取締役等の責任を追及する訴え（株主代表訴訟）を提起することはできません。そのため、要綱案では、一定の要件及び手続のもとに、親会社の株主が 100% 子会社の取締役等の責任を追及できる「多重代表訴訟」制度が設けられています。

6. 組織再編における株主の保護

現行の会社法では、基本的に組織再編が行われた場合、組織再編には反対であるが、株主として残りたい株主の保護としては、「組織再編の無効の訴え」の制度しかありません。そこで、要綱案では、事前の救済手段として、このような株主にも一定の組織再編について「組織再編行為の差止請求権」を認めています。

7. 金融商品取引法関係

現行の会社法では、公開買付け制度等の金融商品取引法に違反して、株式を取得しても、議決権の行使を認めないという規定がありません。そこで、要綱案では、一定の場合の金融商品取引法の違反者に対して、他の株主が議決権行使の差止を請求する制度を設けています。

結び

会社法が平成 18 年に施行された際も、実務上の対応に費用や時間等を要したかと思えます。そして、今後、会社法が改正されることが予想されますので、改正前に対応できる分野については、改正前に対応することが良いでしょう。

（担当：西田）